

令和元年9月号

交通安全テスト

(中学・高校生用)

正しいものには○を、まちがっているものには×を記入してください。

- ① 自転車を運転して、一定の違反行為（危険行為）をして繰り返し検挙されたり、交通事故を起こした場合は、自転車運転者講習の受講を命ぜられる。

- ② 未成年であっても、自転車運転者講習の受講命令の対象となるが、義務教育の中学生は対象外である。

- ③ 携帯電話（スマートフォン）を手に持って通話したり、ゲーム等が表示された画像を見ながら自転車を運転してもよい。

- ④ 自転車で走行中、一時停止の標識のある交差点で、左右の安全を確かめ、速度を落として進行した。

- ⑤ 過去3年で自転車の交通事故が最も多い時間帯は通学時間である午前8時～午前10時である。

交通 安 全 テ ス ト

令和元年9月号

解答・解説 (中学・高校生用)

① 自転車を運転して、一定の違反行為（危険行為）をして繰り返し検挙されたり、交通事故を起こした場合は、自転車運転者講習の受講を命ぜられる。【○】

A：違反行為をして繰り返し検挙されたり、違反行為をして繰り返し交通事故を起こしたりすると自転車運転者講習の受講を命ぜられます。

- 道路交通法第108条の3の4（自転車運転者講習の受講命令（抜粋））

公安委員会は、自転車の運転に関しこの法律若しくはこの法律に基づく命令の規定又はこの法律の規定に基づく処分に違反する行為であって道路における交通の危険を生じさせるおそれのあるものとして政令で定めるものを反復してした者が、更に自転車を運転することが道路における交通の危険を生じさせるおそれがあると認めるときは、内閣府令で定めるところにより、その者に対し、三月を超えない範囲内で期間を定めて、当該期間内に行われる第108条の2第1項第14号に掲げる講習を受けるべき旨を命ずることができる。

※ 道路交通法第108条の2第1項（講習）

公安委員会は、内閣府令で定めるところにより、次に掲げる講習を行うものとする。

第14号　自転車の運転による交通の危険を防止するための講習

～政令で定めるもの～

- 道路交通法施行令第41条の3（危険行為）

法第108条の3の4の政令で定める行為は、自転車の運転に関し行われた次に掲げる行為とする。

- 1 法第7条（信号機の信号等に従う義務）の規定に違反する行為
- 2 法第8条（通行の禁止等）第1項の規定に違反する行為
- 3 法第9条（歩行者用道路を通行する車両の義務）の規定に違反する行為
- 4 法第17条（通行区分）第1項、第4項又は第6項の規定に違反する行為
- 5 法第17条の2（軽車両の路側帯通行）第2項の規定に違反する行為
- 6 法第33条（踏切の通過）第2項の規定に違反する行為
- 7 法第36条（交差点における他の車両等との関係等）の規定に違反する行為
- 8 法第37条（交差点における他の車両等との関係等）の規定に違反する行為
- 9 法第37条の2（環状交差点における他の車両等との関係等）の規定に違反する行為
- 10 法第43条（指定場所における一時停止）の規定に違反する行為
- 11 法第63条の4（普通自転車の歩道通行）第2項の規定に違反する行為
- 12 法第63条の9（自転車の制動装置等）第1項の規定に違反する行為
- 13 法第65条（酒気帯び運転等の禁止）第1項の規定に違反する行為（法第117条の2第1号に規定する酒に酔った状態するものに限る。）
- 14 法第70条（安全運転の義務）の規定に違反する行為

<指導のポイント>

1 信号無視



2 通行禁止違反



3 歩行者用道路における車両の義務違反(徐行違反)



4 通行区分違反



道路の中央から右側部分を通行する行為など

5 路側帯通行時の歩行者の通行妨害



自転車が通行できる路側帯で歩行者の通行を妨げるような速度と方法で通行する行為

6 遮断踏切立入り



7 交差点安全進行義務違反等



優先道路を通行する車両等の進行を妨害する行為など

自転車運転者講習の対象となる

危険行為

8 交差点優先車妨害等



交差点で右折時における、直進又は左折車両等の進行を妨害する行為

9 環状交差点安全進行義務違反等



環状交差点内を通行する車両等の進行を妨害する行為など

10 指定場所一時不停止等



11 歩道通行時の通行方法違反



歩道通行時に歩行者の通行を妨害する行為など

12 制動装置(ブレーキ)不良自転車運転



ブレーキ装置がなかったり、ブレーキの性能が不良な自転車で走行する行為

13 酒酔い運転



14 安全運転義務違反



ハンドルやブレーキ等を確実に操作せず、また他人に危害を及ぼすような速度や方法で運転する行為
※ 携帯電話を使いながら通行して、事故を起した場合にも適用されることがあります。

前図に示されている14の違反行為は、自転車運転者講習制度の危険行為として定められています。

② 未成年であっても、自転車運転者講習の受講命令の対象となるが、義務教育の中学生は対象外である。【×】

A：中学生も対象となる場合がある。

- 自転車運転者講習の受講命令の対象となるのは14歳以上の者である。
- 14歳以上であれば、中学生も対象となります。

③ 携帯電話（スマートフォン）を手に持つて通話したり、ゲーム等が表示された画像を見ながら自転車を運転してもよい。【×】

A：携帯電話（スマートフォン）を手に持つて通話したり、表示されたゲームやメールの等の画像を見ながら自転車を運転してはいけません。

- 道路交通法第71条（運転者の遵守事項（抜粋））

車両等の運転者は、次に掲げる事項を守らなければならない。

6 前号に掲げるもののほか、道路又は交通の状況により、公安委員会が道路における危険を防止し、その他の交通の安全を図るため必要と認めて定めた事項

- 大阪府道路交通規則第13条（運転者の遵守事項（抜粋））

法第71条第6号の規定により車両等の運転者が遵守しなければならない事項は、次に掲げるとおりとする。

3 携帯電話用装置を手で保持して通話し、又は画像表示用装置を手で保持してこれに表示された画像を注視しながら自転車を運転しないこと。

- 交通の方法に関する教則 第3章第2節2（走行上の注意（抜粋））

自転車に乗る場合は、危険な走り方を避けるとともに、側方や後方の車の動きにも十分注意しましょう。

(11) 携帯電話の通話や操作をしたり、傘を差したり、物を担いだりすることによる片手での運転や、ヘッドホンの使用などによる周囲の音が十分聞こえないような状態での運転は、不安定になったり、周囲の交通の状況に対する注意が不十分になるのでやめましょう。

＜指導のポイント＞

携帯電話（スマートフォン）を使用しながらの片手運転は安定を失う恐れがあり、また、ゲームやメール等の画像を見ながらの脇見運転は非常に危険ですので、絶対にやめましょう。

また、携帯電話を使用しながら通行して、交通事故を起こした場合には、問題①の自転車運転者講習の受講対象となる危険行為の「14 安全運転義務違反」に該当する場合があります。

④ 自転車で走行中、一時停止の標識のある交差点で、左右の安全を確かめ、速度を落として進行した。【×】

A：自転車も止まらなければならない。

- 道路交通法第43条（指定場所における一時停止（抜粋））

車両等は、交通整理が行われていない交差点又はその手前の直近において、道路標識等により一時停止すべきことが指定されているときは、道路標識等による停止線の直前で一時停止しなければならない。

- 交通の方法に関する教則 第3章第2節3（交差点の通り方（抜粋））

(2) 信号機などによる交通整理の行われていない交差点に入るときは、次のことに注意しましょう。

ア 「一時停止」の標識のあるところでは、一時停止をして、安全を確かめなければなりません。

イ 交差点に入るときは、交通量の少ないところでもいきなり飛び出さないで、安全を十分確かめ、速度を落として通りましょう。また、狭い道路から広い道路に出るときは、特に危険ですから一時停止をして安全を確かめましょう。

※ 道路交通法第2条第1項第8号・第11号（概要）

- ・ 車両とは自動車、原動機付自転車、軽車両及びトロリーバスをいう。
- ・ 自転車は軽車両に分類される。

＜指導のポイント＞

車の仲間である自転車も、一時停止「止まれ」の標識がある交差点では、必ず一時停止しなければなりません。

道路標識のない交差点でも、いきなり飛び出さないで、安全を確かめ速度を落として通りましょう。

また、狭い道路から広い道路に出るときは、特に危険ですから一時停止して安全を確かめてから進むようにしましょう。

指定場所一時不停车違反は問題①の自転車運転者講習の対象となる危険行為の「10」に該当します。

⑤ 過去3年で自転車の交通事故が最も多い時間帯は通学時間である午前8時～午前10時である。【○】

A：自転車の交通事故が一番多い時間帯は午前8時～午前10時である。

- 大阪府下の過去3年間（平成28年から平成30年）の自転車事故の発生件数を時間帯別に見ますと午前8時～午前10時の間が発生件数及び死傷者数が最も多く、次に発生件数の多い時間帯が午後4時～午後6時です。

時間帯別自転車事故発生件数

平成28年	6～8	8～10	10～12	12～14	14～16	16～18	18～20	20～22	22～24	0～2	2～4	4～6	合計
件 数	1,004	2,068	1,510	1,228	1,291	1,873	1,341	624	319	155	62	136	11,611
死 者 数	1	5	4	2	3	3	4	2	3	1	0	3	31
負傷者数	1,001	2,081	1,511	1,223	1,283	1,864	1,336	610	309	147	61	130	11,556

平成29年	6～8	8～10	10～12	12～14	14～16	16～18	18～20	20～22	22～24	0～2	2～4	4～6	合計
件 数	996	2,060	1,302	1,197	1,143	1,736	1,374	616	317	154	67	127	11,089
死 者 数	4	4	3	3	3	1	3	1	2	2	1	4	31
負傷者数	974	2,075	1,288	1,177	1,140	1,730	1,336	606	294	144	66	123	10,953

平成30年	6～8	8～10	10～12	12～14	14～16	16～18	18～20	20～22	22～24	0～2	2～4	4～6	合計
件 数	973	2,068	1,374	1,208	1,200	1,733	1,312	619	277	119	73	114	11,070
死 者 数	6	6	3	2	2	5	1	0	0	1	0	2	28
負傷者数	942	2,071	1,352	1,203	1,199	1,718	1,284	600	274	115	74	111	10,943

※：件数は自転車が関連した事故件数、死傷者数は、自転車乗用中の死傷者数を計上した。

＜指導のポイント＞

通学、帰宅時間帯が自転車事故の発生が1番多い時間帯ですので、交通事故に遭わないために交通ルールを守り、より一層安全運転を心掛けましょう。